

競争参加者の資格に関する公示

入間(元)防衛施設整備監理業務に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和元年7月5日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長 松田 尚久

1 業務概要

(1) 業務の名称 入間(元)防衛施設整備監理業務

(2) 業務内容 航空自衛隊入間基地（埼玉県狭山市、入間市）における施設整備事業の総合工程等管理業務

ア 対象事業

入間(29)東町地区造成工事

入間(29)東町地区造成工事監理業務

入間(30)東町地区(2工区)整備土木工事

入間(30)東町地区(3工区)整備土木工事

入間(30)病院等新設建築工事

入間(30)病院等新設機械工事

入間(30)東町地区整備土木工事監理業務

入間(30)誘導路整備工事

入間(30)誘導路整備等工事監理業務

入間(30)仮設建物設置工事

入間(30補)隊舎新設建築その他工事

入間(30補)隊舎空調機更新等機械その他工事

入間(30補)食ちゅう改修等建築工事

入間(30補)隊舎新設建築工事監理業務

入間(30補)隊舎新設設備工事監理業務

入間(31)病院新設等通信工事

入間(元)病院新設等電気工事

入間(元)病院新設建築追加工事【仮称】
入間(元)病院新設機械追加工事【仮称】
入間(元)東町地区(4工区)整備土木工事【仮称】
入間(元)東町地区等土木工事監理業務【仮称】
入間(元)病院新設建築工事監理業務【仮称】
入間(元)病院新設設備工事監理業務【仮称】
入間(元)庁舎新設等建築工事【仮称】
入間(元)庁舎新設等機械工事【仮称】
入間(元)庁舎新設等電気その他工事【仮称】
入間(元)庁舎新設等建築工事監理業務【仮称】
入間(元)庁舎新設等設備工事監理業務【仮称】
入間(元)局舎新設通信その他工事【仮称】
入間(元)仮設建物設置工事【仮称】
入間(元)空輸ターミナル新設等建築工事【仮称】
入間(元)空輸ターミナル新設等機械工事【仮称】
入間(元)空輸ターミナル新設等電気その他工事【仮称】
入間(元)空輸ターミナル新設等建築工事監理業務【仮称】
入間(元)空輸ターミナル新設等設備工事監理業務【仮称】
入間(元)洗機場新設等土木工事【仮称】
入間(元)洗機場新設等土木工事監理業務【仮称】
入間(元)燃料施設新設等土木工事【仮称】
入間(元)燃料施設新設等土木工事監理業務【仮称】
入間(元)雨水排水施設整備工事【仮称】
入間(2)格納庫新設工事【仮称】
入間(2)格納庫新設工事監理業務【仮称】
入間(2)誘導路整備工事【仮称】
入間(2)誘導路整備等工事監理業務【仮称】
入間(2)燃料施設新設等工事(Ⅱ期)【仮称】
入間(2)燃料施設新設等工事(Ⅱ期)監理業務【仮称】
入間(2)補給倉庫新設工事【仮称】

入間(2)補給倉庫新設工事監理業務【仮称】

入間(2)庁舎新設工事(Ⅱ期)【仮称】

入間(2)庁舎新設工事(Ⅱ期)監理業務【仮称】

入間(2)電源室新設工事【仮称】

入間(2)電源室新設工事監理業務【仮称】

入間(2)訓練場新設工事【仮称】

入間(2)訓練場新設工事監理業務【仮称】

イ 人工数

管理技術者 技師(A) 1名 巡回 29日

担当技術者

(建築) 技師(B) 1名 常駐 29ヶ月

(土木) 技師(B) 1名 常駐 29ヶ月

(機械) 技師(B) 1名 常駐 29ヶ月

(電気又は通信) 技師(B) 1名 常駐 29ヶ月

なお、詳細については、仕様書による。また、ここに記載の内容が、仕様書と異なる場合には、仕様書を優先するものとする。

(3) 履行期限 令和4年3月31日

2 申請の時期

令和元年7月5日から同年7月16日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

なお、令和元年7月17日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3 申請の方法

(1) 申請書交付期間

「競争参加資格審査申請書（入間(元)防衛施設整備監理業務）」（以下「申請書」という。）は、令和元年7月5日から同年9月13日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後5時まで。

(2) 申請書交付場所

防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。

〒330-9721

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

北関東防衛局総務部契約課

電話048-600-1800（内線2442又は2443）

FAX 048-600-1842

(3) その他

共同体として資格を得ようとする者に交付する。

(4) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(2)に示す申請書の交付場所に同じ。

(5) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における平成31・32年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る級別の格付を受けた者と「土木業務」、「機械業務」、「電気業務」又は「通信業務」のいずれかに係る級別の格付を受けた

者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として北関東防衛局に競争参加を希望していること。

ウ 北関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（平成30年10月1日付防衛省整備計画局施設計画課長公示）4(2)に該当しないものであること。

オ 防衛省競争参加資格において、「建築業務」に係る級別の格付はA等級以上、「土木業務」、「機械業務」、「電気業務」又は「通信業務」のいずれかに係る級別の格付はA等級以上とする組合せであること。

なお、代表者となる構成員は「建築業務」の防衛省競争参加資格を有する者とし、他の構成員は「土木業務」、「機械業務」、「電気業務」又は「通信業務」のいずれかの防衛省競争参加資格を有する者とする。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(2)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請することができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 共同体の名称は、「入間(元)防衛施設整備監理業務〇〇・〇〇共同体」とする。
- (2) 当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に於いて、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（令和元年7月5日付支出負担行為担当官 北関東防衛局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。